

問1 使用承認申請書兼減免申請書を提出してから承認されるまでには何日くらいかかりますか。

答1 申請受理後、審査完了までは7日程度かかります。
審査が完了しましたら、使用承認書をお送りします。
使用開始までに余裕をもって、申請いただきますようお願いいたします。

問2 営利目的（商品に掲載するなど）での利用はできますか。

答2 要綱第3条の各号に該当する場合を除き、営利・非営利問わず使用することができます。
HPに使用例を掲載しておりますのでご覧ください。

問3 イラストレーターのデータを使用したいのですが、どうすればよいですか。

答3 AIデータ貸与申請書にご記入いただき、使用承認申請書兼減免申請書とあわせてご提出ください。
使用承認書をお送りする際に、あわせてデータをお送りします。
AIデータ貸与期間はロゴマーク使用開始日前日までです。使用終了後には、データの破棄をお願いいたします。

問4 使用承認申請書兼減免申請書には捺印は必要ですか。

答4 使用承認申請書兼減免申請書に捺印は不要です。
使用延長届出書についても不要です。

問5 ロゴマークの使用料が1回の申請につき1万円となっているが、支払わないといけませんか。

答5 使用希望者がシビックプライドの醸成に資する使用をする場合は、神戸市の判断により使用料は減免されます。使用承認申請書兼減免申請書の項目6と7を記入の上ご提出ください。
国、地方公共団体その他公共団体等が、公用、公共用又は公益の用に供する場合は無償で使用することができます。

問6 使用承認申請書兼減免申請書の「7.減免を申請する場合の理由」欄には何を書けばよいのですか。

答6 HPに記入例を掲載しておりますので、そちらを参考に記載をお願いいたします。

問7 使用報告書はいつ提出すればよいのですか。

答7 使用開始期間から1ヶ月を経過した頃を目安に提出してください。

問 8 BE KOBE モニュメントをイラスト化したものを使用する際には、申請は必要ですか。

答 8 「モニュメントのイラスト」は、ロゴマークの使用には該当しないため申請は不要ですが、内容の確認のため使用を検討する際に、神戸市企画調整局産学連携推進課 (design-kobe@office.city.kobe.lg.jp) まで、使用イメージを添付してご連絡ください。

問 9 BE KOBE モニュメントの写真を提供してもらえますか。

答 9 本ホームページに掲載されているモニュメントの写真は全て「神戸市フォトアーカイブ PHOTO PORT」に掲載されています。

また(一財)神戸観光局が運営する「神戸公式観光写真ライブラリー Feel Photo」にもモニュメントの写真が掲載されています。

各 HP の利用規約をご確認の上、写真をダウンロードしてお使いください。

(PHOTO PORT) <https://www.photoport-kobe.jp/>

(Feel Photo) <https://www.feel-photo.info/>